

2023年9月12日

中部電力ミライズ株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行った特定小売供給約款以外の供給条件（2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ燃料費調整単価等を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	135.94	12.36
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	81.21	7.38

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置） （1）の適用を受けているラジオの小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	16.24	1.48
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	24.36	2.21
(c) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21.91	1.99
(d) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.52	1.05
契約電力1キロワット1日につき	23.03	2.09

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(e) 農事用電力B		
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	20.73	1.88
契約電力1キロワット1日につき	41.45	3.77
(f) 供給約款附則7（農事用電力 〔脱穀調整需要〕のお客さまに ついての特別措置）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	5.76	0.52
1キロワット	11.51	1.05
2キロワット	23.03	2.09
3キロワット	34.54	3.14
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	11.51	1.05
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.905	0.082
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1.812	0.165
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	3.623	0.329
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	5.434	0.494
60ワットをこえ100ワッ トまでの1灯につき	9.057	0.823
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	9.057	0.823
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	2.705	0.246
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	5.411	0.492
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	5.411	0.492
ロ 供給約款附則3（定額電灯のお 客さまについての特別措置）(1) の適用を受けているラジオの小 型機器料金		
20ボルトアンペアまでの ラジオ1台につき	1.082	0.098
20ボルトアンペアをこえ 30ボルトアンペアまでの ラジオ1台につき	1.624	0.148

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ハ 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.073	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.146	0.013
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.146	0.013
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.460	0.133
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.460	0.133
ニ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.535	0.140
ホ 農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	2.762	0.251
ヘ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.384	0.035
1キロワット	0.767	0.070
2キロワット	1.535	0.140
3キロワット	2.301	0.209
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.767	0.070
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.233	0.021